

大館労働基準監督署発表
令和7年6月23日

【照会先】
大館労働基準監督署
署長 金森 健
安全衛生課長 原田 武哉
(電話) 0186-42-4033

報道関係者 各位

～職場における熱中症対策の徹底を～ 「改正労働安全衛生規則で熱中症対策が義務化」

令和7年6月1日から職場における熱中症対策を強化するため、改正労働安全衛生規則（以下「改正安衛則」という。）が施行されています。

近年の気候変動の影響から、夏季における気温の高い日が続く中、ここ数年増加傾向にある熱中症による休業4日以上死傷災害が、令和6年には全国で1,195人と調査開始以来最多となりました。特に、死亡災害については令和4年以降3年連続で30人以上となっており、労働災害による死者数全体の約4%を占める状況となっています。熱中症による死亡災害の原因の多くは、初期症状の放置、対応の遅れによることから、熱中症の重症化を防止し、死亡災害に至らせないよう、下記1のとおり、事業者が講ずべき措置が新たに定められました。

大館労働基準監督署管内（大館市、北秋田市、鹿角市、小坂町及び上小阿仁村）においても令和5年8月に熱中症による死亡災害が発生しているほか、直近3年間で52人が熱中症の症状により医療機関で治療を受けており、特に7月及び8月に多く発症しています。（下記2参照）

このような状況を踏まえて、厚生労働省及び秋田労働局では、下記3（2）のとおり、令和7年5月1日から9月30日までの期間、令和7年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施しておりますので、大館労働基準監督署管内の事業者の皆さまには改正安衛則を含む下記3（1）の事項の遵守のほか、下記3（2）令和7年「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」実施要綱に基づく熱中症予防対策の徹底をお願いします。

なお、大館労働基準監督署においては窓口で熱中症予防に係る各種リーフレットを用意しているほか、義務化となった職場の熱中症対策についてあらゆる機会に周知等を図って参ります。

記

1 改正内容

- （1）事業者が熱中症による健康障害を防止するために講ずるべき体制整備と関係作業への周知
事業者は、熱中症を生ずるおそれのある作業（※）を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者が当該作業に従事する他の者

に熱中症が生じた疑いがあることを発見した場合にその旨を報告させる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならないこととしたこと。

(2) 事業者が熱中症による健康障害を防止するために講ずるべき措置の実施手順の作成と関係作業
業者への周知

事業者は、熱中症を生ずるおそれのある作業（※）を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体冷却、必要に応じての医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその手順を周知させなければならないとしたこと。

（※）対象となる「熱中症を生ずるおそれのある作業」とは

WBGT（湿球黒球温度）28 度又は気温 31 度以上の作業場において行われる作業で、継続して1 時間以上又は1 日あたり4 時間を超えて行われることが見込まれるもの

2 大館労働基準監督署管内の熱中症に関連した労災保険支給決定状況

月別 年別	6月	7月	8月	9月	10月	合計
令和4年	1	4	2	1	0	8
令和5年	3	8	20（1）	1	0	32（1）
令和6年	1	3	4	3	1	12
合計	5	15	26（1）	5	1	52（1）

「秋田労働局：労災保険支給決定件数集計」より
（ ）は死亡者で内数（労働者死傷病報告より）

3 事業場で実施すべき熱中症対策

(1) 労働安全衛生規則に基づく熱中症対策

これまでの職場における熱中症対策

- 労働者に与えるために、塩及び飲料水の備え付け（第617条）



上記の対策にプラスして改正の取組を！

改正の熱中症対策

- 【体制整備】と【関係作業業者への周知】（第612条の2 第1項）
- 【手順の作成】と【関係作業業者への周知】（第612条の2 第2項）

(2) 令和7年「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」実施要綱に基づく熱中症対策

秋田労働局の令和7年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の取組等

・職場における熱中症対策の徹底を図るため、改正安衛則を広く周知し、その履行状況を確認していくほか、令和7年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱の周知と当該要綱で定める熱中症対策の徹底を図ります。

・改正安衛則が令和7年6月1日より施行されていること、例年、熱中症が多発する7月以降に備える必要があることから、改正安衛則で定められた事項等の取組事項について、事業者団体に対して、要請を行い又は行うこととしています。

・改正安衛則について、広く事業者にも周知し対策の徹底を図るため、別添資料4のとおり改正安衛則周知用のパンフレット等を作成するとともに、下記1のとおり改正安衛則の周知を目的とした「熱中症対策説明会」を開催いたします（別添資料5参照）。また、キャンペーンを広く周知し、取組意識の向上を図るために『Cool work AKITA』ロゴマークを作成しました（別添資料6参照）。

・以上のほか、機会を捉えて改正安衛則及びキャンペーンについて周知するとともに、各事業者における熱中症対策への取組状況を確認し、必要な指導を行います。

記

1 「熱中症対策説明会」の開催（別添資料5参照）

(1) 実施日時

令和7年6月25日（水） 14:00～14:45

令和7年6月26日（木） 14:00～14:45

令和7年6月30日（月） 10:00～10:45

(2) 実施方法等

・Zoomによるオンライン開催（定員各日80名）

(3) 説明内容

改正された労働安全衛生規則（職場における熱中症対策の強化）について

【問合せ先】

大館労働基準監督署 安全衛生課（担当：原田）

〒017-0897 大館市字三ノ丸6-2 電話：0186-42-4033

報道機関の皆様には、熱中症予防対策について関係者をはじめ県民に広く浸透するよう、取材・報道をお願いいたします。

また、引用した資料は、秋田労働局ホームページ、ニュース&トピックス、報道発表資料、令和7年6月13日に秋田労働局労働基準部健康安全課発表資料に掲載されておりますので、そちらからも入手可能となっておりますのでお知らせいたします。

添付資料等

資料1 STOP! 熱中症クールワークキャンペーン（リーフレット）

資料2 令和7年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱

資料3 職場における熱中症対策の強化について（パンフレット）

資料4 熱中症対策が強化されました！（パンフレット）

資料5 熱中症対策説明会（リーフレット）

資料6 「Cool work AKITA」ロゴマークについて